

北海道赤平市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における北海道赤平市の行政区域とする。概ねの面積は 1 万 3 千ヘクタール（赤平市面積）である。

ただし、北海道指定鳥獣保護区域を除く。

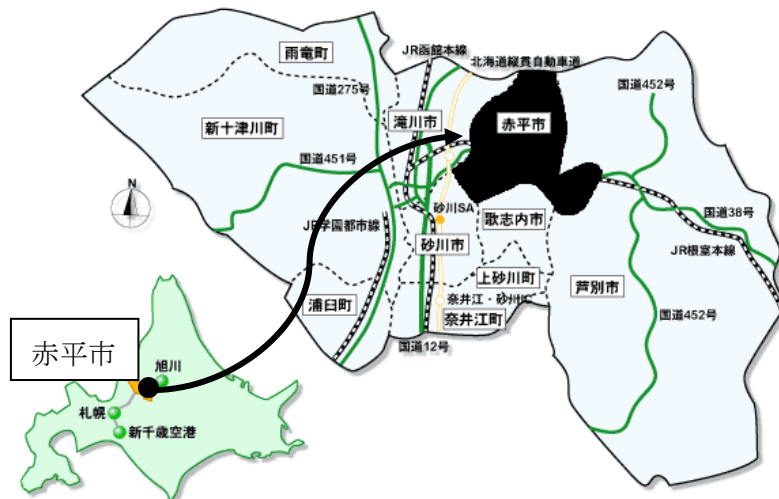
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は本促進区域には存在しない。

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

赤平市は、北海道の道央広域連携地域、空知地域の中央やや北側に位置する、山あいの内陸都市である。東西に蛇行しながら流れる空知川に沿った狭隘な山間地に、かつての炭鉱企業ごとの集落が点在し、それらが鉄道や国道、道道などの幹線道路で連絡する形態で東西に細長く市街地が形成されている。

<地図>



②インフラの整備状況

道路については、市中心部を横断する国道38号が、道央自動車道滝川ICと接続しており、これを利用すれば、旭川まで60分、札幌まで90分、新千歳空港までは110分で移動できる。

産業立地基盤については、赤平市には赤平工業団地28.9ha、赤平第2工業団地23.1ha、茂尻工業団地16.2ha、豊里工業団地13.6haの4つの工業団地を配置しており、すでに全ての工業団地が完売となっている。現在は、約40社の事業所が操業し赤平の産業を牽引

している。

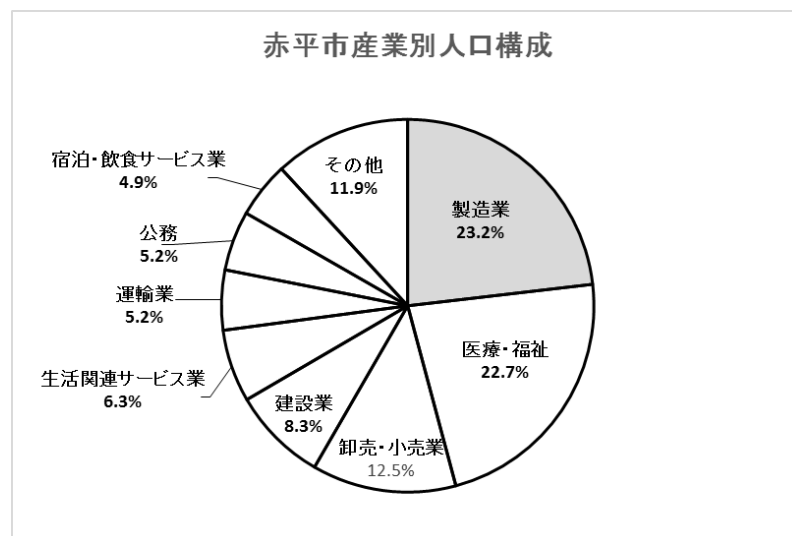
③産業構造

石炭産業を中心として経済発展を遂げてきたが、昭和30年代後半以降のエネルギー政策の転換により、炭鉱閉山が相次ぎ、平成6年には市内全ての炭鉱が姿を消すに至り、さらには、人口の急激な減少による地域経済の疲弊が顕著になっていたことから、企業誘致を積極的に進め、鉱業から工業へ、基幹産業の転換を進めてきた。

今後は、工業都市としてのさらなる発展に向けて、企業の振興を引き続き促進し、就業人口の拡大と定住化を図るとともに、企業の発展とともに地域振興を図ることが求められている。

経済センサスの基礎調査集計から、本市の産業別人口の構成比は、67.4%を第3次産業が占め、次いで第2次産業の31.7%、第1次産業の0.9%となっている。中でも第2次産業である製造業は、産業分類別の中で23.2%あり、第3次産業である医療・福祉の22.7%、卸売業・小売業の12.5%を抑えてトップの人口規模となっており、本市を支える主要な産業になっている。

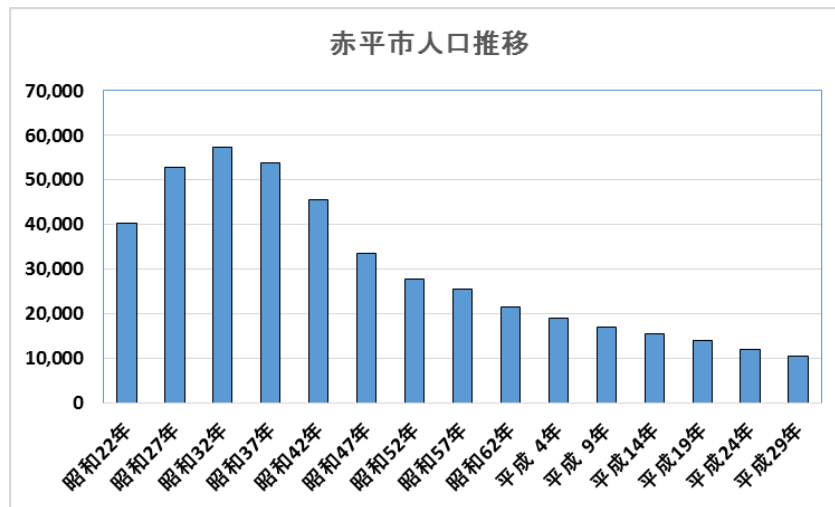
また、製造業の従業者数の構成比は、北海道全体が8.2%であるのに対し、本市では23.2%であり、1事業所当たりの従業者数が多い大規模な工場が多く立地していることも特徴である。



出所：平成26年経済センサス－基礎調査

④人口分布の状況

昭和30年代の炭鉱最盛期は6万人近くいた人口も相次ぐ閉山とともに激減し、総人口は下降の一途をたどっている。本市の人口は、平成29年10月現在で、10,577人となっている。赤平市人口ビジョン（平成28年1月策定）では、平成52年にはさらに5,278人減の5,299人と推計され、企業の雇用に関わる対策が急務とされている。



出所：赤平市住民基本台帳

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市の産業のうち、従業員数の2割強、付加価値額の3割強を占める製造業は、市内産業の柱の1つであり、靴製造、食料品製造、木材製造、精密部品製造、紙加工品製造等「ものづくりのまち」として、製造業における1事業所あたりの付加価値額は平成24年の経済センサス活動調査によると全道35市中第8位と人口約1万人の過疎地域でありながら、優良で生産性の高い企業が集積している。本集積を背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を支援することで、地域経済の発展に寄与する。

また、国全体における人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少の中で、本市においては更に過疎化の進行等により人口減少が見込まれ、近年の売り手市場も相まって雇用の確保が課題となっていることから、地域経済牽引事業により企業の安定的な運営と魅力を醸成し、質の高い雇用の創出を狙う。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	180 百万円	

(算定根拠)

- ・ 1件あたり平均40百万円の付加価値額をもたらす地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で180百万円の付加価値を創出することを目指す。

- ・180 百万円は、促進区域の全産業付加価値（132 億円）の約 1.4%、製造業の付加価値（43 億円）の約 4.2%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、新規雇用者数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	－百万円	40 百万円	
地域経済牽引事業の 新規事業件数	－件	3 件	－
地域経済牽引事業の 新規雇用者数	－人	5 人	－

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,920 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 8.9%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 8.9%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5 人増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①赤平市の「かばん製造業」「木材・木製品製造業」等の集積を活用したものづくり関連分野

（２）選定の理由

①赤平市の「かばん製造業」「木材・木製品製造業」等の集積を活用したものづくり関連分野

赤平市は昭和 36 年の最盛期には大小あわせて 23 社の石炭企業が稼動し、貨物輸送量が全国一になった時代もあり、日本のエネルギーを支え鉱業都市として栄えてきたが、その後のエネルギー革命により炭鉱の合理化が進み、次々と炭鉱の閉山が相次ぎ、これに比例して人口も減少の一途を辿ってきた。

しかしながら、その間に鉱業から工業への転換を図るため、企業誘致に奔走し北海道はもとより道外からも多くの優良企業が赤平に進出している。

市内には、赤平工業団地、赤平第 2 工業団地、茂尻工業団地、豊里工業団地の 4 つの工業団地を配置しており、すでに全ての工業団地が完売となっている。

現在は、約 40 社の事業所が操業し、また、北海道の拠点として 6 社の道外の企業が進出している。

【道外から赤平への進出企業】

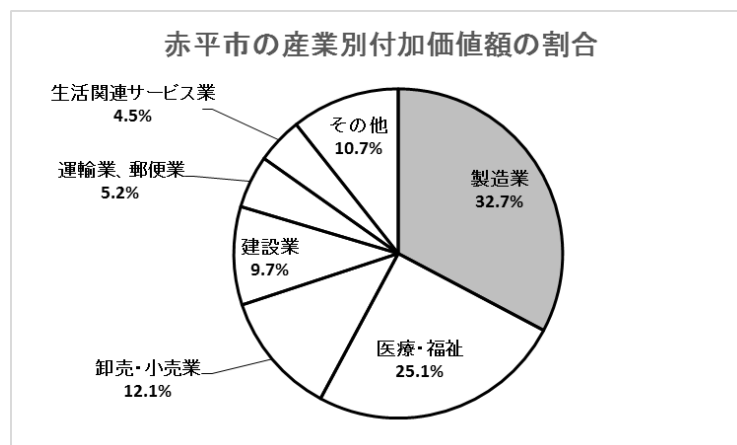
企業名	製品	進出企業	所在地
エースラゲージ株式会社	スーツケース	エースラゲージ株式会社	大阪府
赤平製紙株式会社	ティッシュ トイレットペーパー	大王製紙株式会社	愛媛県
岡田水産北海道株式会社	乾燥ししゃも 海産物等	岡田水産株式会社	山口県
株式会社 北海道加ト吉	冷凍食品	テーブルマーク株式会社	東京都
トルク精密工業株式会社	金属プレス 射出成形	トルク工業株式会社	神奈川県
北海道カーゴローディング株式会社	紳士服	大賀株式会社	大阪府

本市は、道央自動車道滝川 IC も近く、札幌へは 90 分、旭川へは 60 分、新千歳空港へは 110 分、苫小牧港へは 120 分とアクセスしやすく、北海道のほぼ中央に位置しているこ

とから、赤平市を拠点に全国・全道各地に出荷、原材料の集荷ができる立地条件となっている。

赤平市に立地する企業のうち、製造業の付加価値額は赤平市全体の産業の 32.7%、就業者数も 1,000 名以上であるなど重要な地域産業という位置付けである。

また、製造業における 1 事業所あたりの付加価値額は全道 35 市中第 8 位と生産性の高い企業が集積している。



出所：平成 24 年経済センサスー活動調査

【北海道の製造業】

					内) 製造業				
事業所数	従事者数	付加価値額	1事業所当たり 付加価値額		事業所数	従事者数	付加価値額	1事業所当たり 付加価値額	
(所)	(人)	(万円)	(万円)		(所)	(人)	(万円)	割合	(万円)
1 室蘭市	3,792	40,419	18,674,400	4,925	203	7,827	6,268,300	30.5%	30,878
2 千歳市	2,484	31,348	13,477,900	5,426	134	6,706	4,101,400	26.8%	30,607
3 苫小牧市	6,285	69,151	30,160,900	4,799	331	11,180	7,300,700	22.1%	22,056
4 恵庭市	1,631	19,183	6,878,400	4,217	94	4,628	1,672,700	22.3%	17,795
5 北斗市	1,495	14,003	5,394,100	3,608	96	2,633	1,374,500	23.9%	14,318
6 岩見沢市	2,614	25,137	9,003,400	3,444	110	2,539	1,512,300	15.5%	13,748
7 帯広市	7,033	68,303	28,117,600	3,998	294	6,168	3,902,800	12.6%	13,275
8 赤平市	434	3,994	1,317,600	3,036	37	1,067	431,200	32.7%	11,654

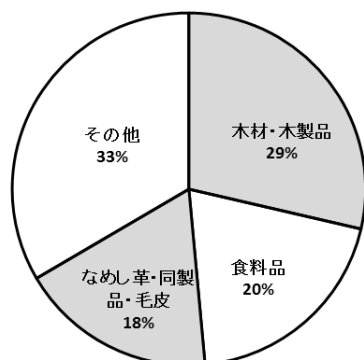
出所：平成 24 年経済センサスー活動調査

本市の製造業を産業分類別で見ると、「なめし革・同製品・毛皮製造業」（かばん製造業）が、平成 26 年工業統計調査において、製造品出荷額の約 18%、従業者数は約 28%を占めており、本市に立地する国内唯一のスーツケース生産工場と、その関連会社の集積が大きな経済効果をもたらしている。

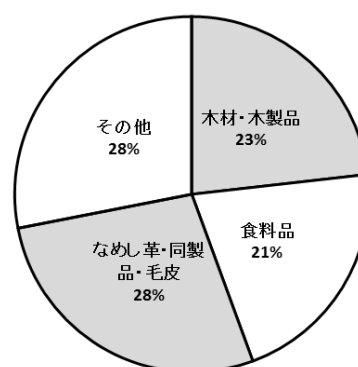
「木材・木製品製造業」においては、赤平市の製造品出荷額の約 29%、従業者数の約

23%を占め、中でも、複合フローアー用単板のシェア率全国一位（35%）のニッチトップ企業も立地している。

赤平市製造品出荷額の割合



赤平市製造業従業員の割合



出所：平成26年工業統計調査

また、「元気なもののづくり中小企業300社」に当市から4社が選定され、高い技術力を持った企業が集積している。

【元気なもののづくり中小企業300社】

企 業 名	選定年	選 定 理 由
トルク精密工業（株）	2006	自動車部品からインフルエンザ検査キット用容器の製造
（株）植松電機	2007	パワーショベル用電磁石製造のトップメーカー、宇宙事業にも進出
空知単板工業（株）	2007	国内フローリング用表面材のトップメーカー
（株）いたがき	2008	伝統製法と職人の技が融合した、人生の伴となる革製品造り

なお、市内には「ハイブリッドロケットの開発」「小型人工衛星の開発」「微少重力実験」「アメリカ民間宇宙開発企業（ロケットプレーン社）との共同事業」などの宇宙関連事業に取り組んでいる企業も存在し、新たな産業の創出の動きも出てきている。

こうした産業特性を踏まえ、本市では、企業立地のための支援施策として設備投資への助成や固定資産税の5年間の免除などを実施し、地域の製造業を支援している。

以上を踏まえ、本市は「かばん製造業」「木材・木製品製造業」等の集積や高い技術力を活かし、地域企業の付加価値額の増加、雇用の拡大につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している本促進区域の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。特に、事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用等を図りながら本促進区域の強みを高めていく。

(2) 制度の整備に関する事項

①特定地域等における道税の課税特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

②赤平市企業振興促進条例による支援

市内に工場等施設の新設、増設等が実施されるよう、一定の要件を満たす者に対し、助成を行う。

③赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業

地域を支える中小企業者の販路開拓等を支援するため、一定の要件を満たす者に対し、助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①市内立地企業の事業内容及び製品データの公開

市内立地企業の事業内容・製品等の特徴やアピールポイント等に関する情報を収集し、取りまとめるとともに、インターネットによる公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課内及び赤平市商工労政観光課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し対応する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

②企業団体との意見交換

立地企業で構成する企業団体等と定期的な意見交換等を行い、事業者のニーズ把握や事業環境整備に関する提案等に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項 ①立地企業フォローアップ事業の展開 立地企業への定期的な訪問活動やアンケート調査などにより、立地企業の現状やニーズ把握に努め、企業にとって有益な対応を実施・検討する。			
(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成 29 年度 (初年度)	平成 30～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	12 月北海道が不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例の改正を予定	運用	運用
②赤平市企業振興促進条例による支援	企業ニーズに合わせ条例の一部改正を検討(3月の予定)	運用	運用
③赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業	募集・運用	募集・運用	募集・運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①市内立地企業の事業内容及び製品データ公開	立地企業から情報収集（随時）	データ作成・公開・運用・データ時点修正	運用・データ時点修正
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
②企業団体等との意見交換	12 月実施予定	同左	同左
【その他】			
①立地企業フォローアップ事業の展開	訪問・アンケート調査（随時）	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業団体である赤平市産業振興企業協議会、赤平商工会議所や地域の金融機関と連携し、人材育成、研究開発、企業間交流など支援の効果を最大限発揮する必要があるため、各種支援の展開に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 赤平市産業振興企業協議会

会員相互の企業情報の交流や経営安定への課題共有と解決に向けた取り組みや雇用情報PR、インターンシップ、企業合同説明会など雇用の確保にむけた活動、企業間の連携・交流、企業人材育成など赤平市の産業振興に向けた活動を支援する。

② 赤平商工会議所

人材育成等に関する研修を実施するとともに、地場産業との交流・連携、企業間の交流・連携を促進するため、相互交流の機会の設定・強化を図り、新たなビジネス創出を支援する。

③ 赤平金融協会（北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫、空知商工信用組合）

企業の新技術開発や新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的な支援を行うほか、経営課題に対する相談にも対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むようにする。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守が環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみ

の体制強化を図っていく。

また、企業事業所付近、特に頻繁に車両が出入する個所や交差点にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

P D C A体制の整備等

毎年4月に赤平市産業振興企業協議会と商工会議所が協議する場を設け、本計画と承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証及び見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする